

# 2025年度 自主規制レポート サマリー版



# 2025年度自主規制レポートサマリー目次

| 自主規制レポート参照先                         | 本サマリーにおける目次          |      |
|-------------------------------------|----------------------|------|
| 前書き、第1部<br>日本公認会計士協会と自主規制<br>の取組の概要 | 自主規制レポートの概要          | P.3  |
|                                     | 日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要 | P.4  |
| 第2部<br>自主規制の取組                      | 品質管理レビュー制度の概要        | P.7  |
|                                     | 品質管理レビュー制度の運営状況      | P.13 |
|                                     | 上場会社等監査人登録制度の概要      | P.21 |
|                                     | 上場会社等監査人登録制度の運営状況    | P.25 |
|                                     | 個別事案審査制度の概要          | P.26 |
|                                     | 個別事案審査制度の運営状況        | P.28 |
| 第3部<br>自主規制のモニタリング                  | 自主規制のモニタリングの概要       | P.29 |
|                                     | 自主規制のモニタリングの状況       | P.30 |

## 自主規制レポートの概要

- 自主規制レポートは、監査役等の皆様や資本市場関係者を対象に当協会の自主規制の取組を広く継続的に情報発信し、理解いただくことを目的として、当協会が行っている自主規制の取組の活動状況について、年次で報告書を取りまとめているものです。
- 自主規制レポート本編及び各種関係資料は以下リンク先からご参照ください。

### 【自主規制レポートページ】

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/>



## 2025年度自主規制レポートの構成

### 第1部 日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要

### 第2部 自主規制の取組

- I 品質管理レビュー制度
- II 上場会社等監査人登録制度
- III 個別事案審査制度

### 第3部 自主規制のモニタリング

### 第4部 自主規制レポート資料編

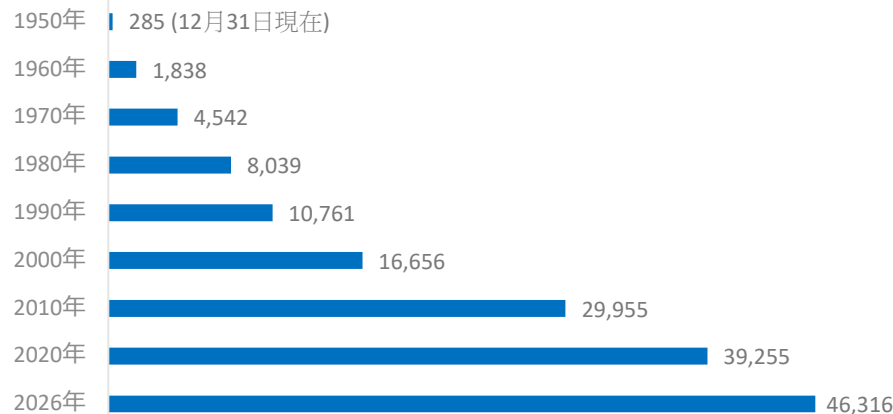
(注)第1部から第3部についてサマリー作成を行っている。

## 日本公認会計士協会の目的と役割

- 日本公認会計士協会は、公認会計士法により設立された日本における唯一の公認会計士の団体です。
- 当協会は公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、監査業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、以下に関する事務を行っています。
  - ▶ 公認会計士及び監査法人の品位を保持
  - ▶ 公認会計士及び監査法人の指導、連絡及び監督
  - ▶ 公認会計士の登録
  - ▶ 上場会社等監査人の登録

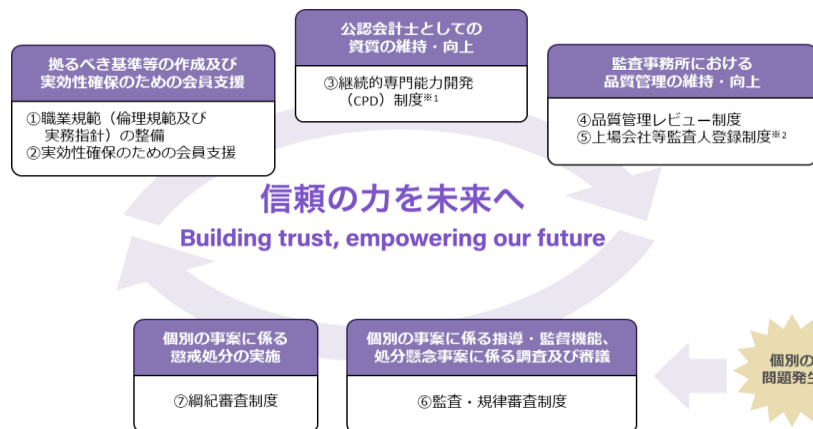
## 日本公認会計士協会の会員

- 当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成されており、公認会計士及び監査法人は全て当協会に加入しています。
- 会員数の推移(各年3月31日現在)



## 自主規制の取組 (業務の質的水準の維持・向上に向けた取組)

- 当協会は、自主規制団体として公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、様々な取組を行っています。



※1 公認会計士は、公認会計士法第28条により研修を受けることが法定義務化されている。  
※2 上場会社等監査人の登録は、公認会計士法第34条の34の2により法定義務化されている。

## 自主規制の取組(指導・連絡・監督)

- 当協会は、「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」、「個別事案審査制度(監査・規律審査制度及び綱紀審査制度の総称をいう。以下同じ。)」の3制度の運用を通じて会員への直接的な指導・監督の機能を発揮しています。
- また、これらの取組の透明性向上を図るため、その運用状況等について、独立した組織である自主規制モニター会議によるモニタリングを受ける体制を整備しています。

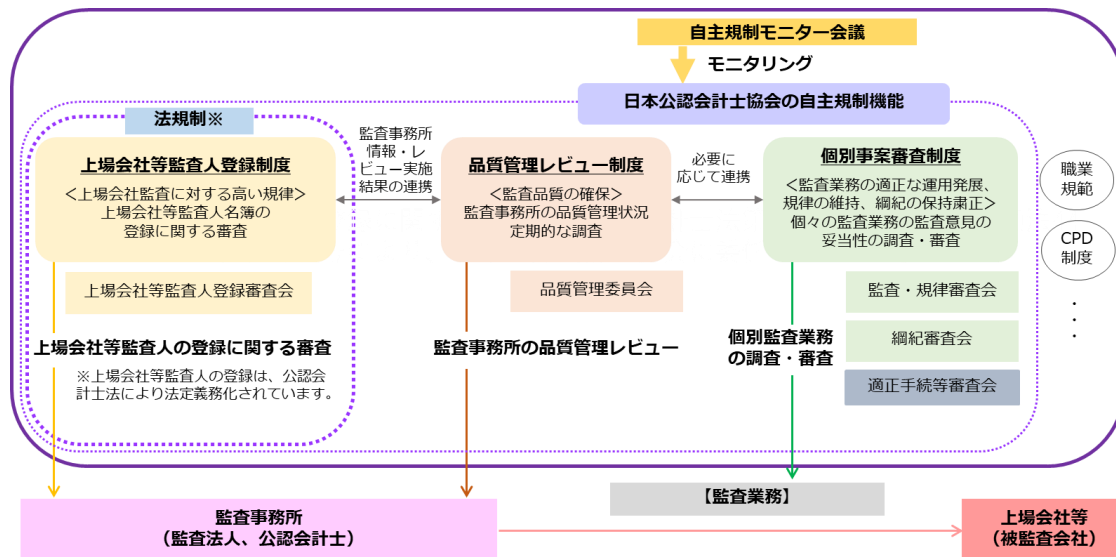
## 自主規制の取組(監査業務に係る自主規制の全体像)

- 監査業務に係る自主規制の全体像は右の図のとおりです。各制度の詳細は以下ページをご参照ください。

- ▶ 品質管理レビュー制度(P.17)
- ▶ 上場会社等監査人登録制度(P.59)
- ▶ 個別事案審査制度(P.71)
- ▶ 自主規制のモニタリング(P.99)

- このほか、品質管理レビュー制度と個別事案審査制度の効果的な連携や、当協会自主規制としてのモニタリング機能の拡充を推進しています。

- 監査業務に係る自主規制の全体像



## 品質管理レビューとは

- 当協会では、公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、会則第77条に基づき、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的とし、公認会計士又は監査法人(以下「監査事務所」という。)に対して、品質管理レビューを実施しています。
- 品質管理レビューとは、監査事務所が行うリスク評価プロセスを含む監査の品質管理システム(以下「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況を確認し、その結果を監査事務所に通知し、必要に応じて改善を勧告するとともに、適切な措置を決定し、改善状況の報告を受けることを指します。
- 品質管理レビューは、指導及び監督(監督上の措置を含む。)の性格を有するものであり、摘発・懲戒を行うことや監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

## 適格性の確認のために行う品質管理レビュー

- 2022年5月の公認会計士法の改正を踏まえ、登録申請者及び登録上場会社等監査人に対して上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を備えているかを確認することを目的として、「適格性の確認」を行っています。
- 全ての監査事務所は、人的体制を含む業務管理体制を整備しなければなりません、上場会社等の監査を行う監査事務所は、当該監査業務を公正かつ的確に遂行するために、より高い規律付けを果たした業務管理体制が求められます。

| 対象者                        | 実施タイミング               | 実施されるレビュー     | 目的・確認内容                                                                                  |
|----------------------------|-----------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録申請者                      | 登録申請時                 | 登録の審査のためのレビュー | 登録上場会社等監査人としての適格性（品質管理体制の整備状況等）を確認                                                       |
| 登録上場会社等監査人（通常レビュー対象監査業務あり） | 通常レビュー実施時             | 通常レビュー        | 通常レビュー実施時に、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認 |
| 登録上場会社等監査人（通常レビュー対象監査業務なし） | 上場会社等監査人登録審査が必要と認めたとき | 登録の審査のためのレビュー | 登録上場会社等監査人としての適格性（品質管理体制の整備状況等）を確認                                                       |

(注) 適格性の確認のために行う品質管理レビューに当たり、品質管理レビューにおける着眼点と判断基準を示すとともに、監査事務所のセルフアセスメントや自主的な改善にも資するものとして、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を策定し公表している（2025年6月改正）。

(URL:[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20250620cgj.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250620cgj.html))

## 品質管理レビューの種類

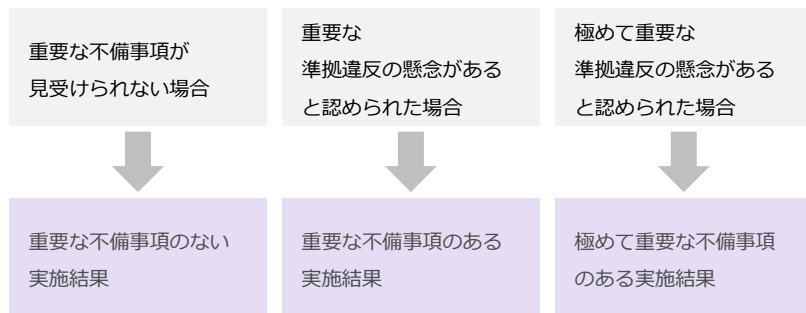
- 品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの三つから構成されます。
- オフサイト・モニタリング等を通じて収集した監査事務所情報を基に、通常レビュー及び特別レビューの実施対象を決定し、レビュー年次計画を策定します。

| 種類                     | 目的                                                                           | 実施対象と頻度                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 通常レビュー <sup>(注1)</sup> | 監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況、並びに監査業務の品質管理を確認                                     | 通常レビュー対象監査事務所に対し、原則として3年に一度の頻度で実施(実施頻度の短縮又は最長5年まで伸長も可)                           |
| 特別レビュー <sup>(注2)</sup> | 監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況を確認                                 | 品質管理委員会が必要と認める場合に監査契約を締結している全ての監査事務所を対象として実施                                     |
| 登録の審査のためのレビュー          | 監査事務所の品質管理システムの整備の状況及び上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制の整備状況の確認 | 上場会社等監査人登録審査会からの要請に基づき、登録申請者 <sup>(注3)</sup> 又は通常レビュー対象監査業務がない登録上場会社等監査人を対象として実施 |

- (注) 1.通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人に対しては、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認することで、適格性の確認を実施する。
- 2.信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査業務を行う監査事務所については、倫理規則の改正等を踏まえ、2025年度から通常レビュー対象監査事務所から除くこととし、通常レビューを実施しないこととなったが、新たにモニタリングを実施(監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認するために報告を求める)できるようにし、必要と認めた場合には、特別レビューを実施することとした。(URL：[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20250523ahb.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250523ahb.html))
- 3.登録申請者とは、上場会社等監査人名簿への登録を申請しようとする監査事務所のことをいう。

## 品質管理レビューの実施結果の報告

- 品質管理レビューは、主に監査事務所に往査し、監査事務所の代表者等に対する質問や、監査調書の閲覧等を実施することによって行われます。
- 品質管理レビューの実施結果は品質管理レビュー報告書に記載され、監査事務所に交付されます。
- 品質管理レビューの実施結果



## 改善勧告事項

- 品質管理レビューの実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告事項を記載した改善勧告書を作成し、品質管理レビュー報告書と併せて監査事務所に交付します。
- 改善勧告事項は、「極めて重要な不備事項」、「重要な不備事項」(以下これらを「重要な不備事項等」という。)、「不備事項」の3種類で構成され、重要な不備事項等に係る改善勧告事項が見受けられた監査事務所には、当該不備事項に対する改善措置を記載した「改善計画書」の作成・提出を求めます。
- 登録上場会社等監査人に対して重要な不備事項等が認められた場合には、その概要を当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表します。

## 改善措置の状況の確認

- 品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した「改善状況報告書」の提出を求め、レビューチームは、その改善措置の実施状況を確認します。
- 重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所、改善不十分の懸念が認められる監査事務所については通常レビュー又は改善状況の確認を実施します。
- 改善状況の確認を実施した場合には、改善の不十分な事項の有無について確認した結果を記載した「改善状況の確認結果報告書」を作成し、監査事務所に交付します。

## 品質管理レビュー制度上の措置

- 品質管理の質的水準が十分でないために自主的な改善を促す必要があり、また、その状況を監督していくことが必要と考えられる監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に基づき、必要な措置を決定します。

| 指摘事項       | 実施回数                |                     |         |
|------------|---------------------|---------------------|---------|
|            | (1回目)               | (2回目)               | (3回目以降) |
| 極めて重要な不備事項 | 辞退勧告 <sup>(注)</sup> | 辞退勧告                | 辞退勧告    |
| 重要な不備事項    | 嚴重注意 <sup>(注)</sup> | 辞退勧告 <sup>(注)</sup> | 辞退勧告    |
| 不備事項       | 措置なし                | 注意                  | 嚴重注意    |

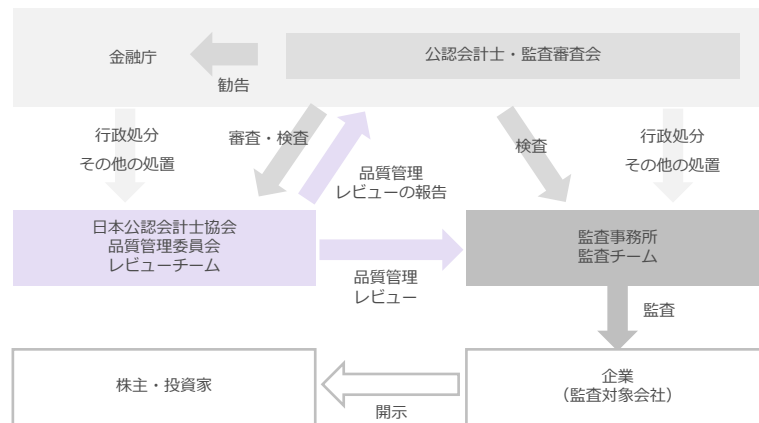
(注) 監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの回数、過年度のレビュー結果等の個別事情に応じて、軽減した措置を決定することがある。

## 品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

- 監査役等は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、また、新規契約締結時において、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。
- 監査事務所は、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」に従って、品質管理レビューの結果及びその結果に基づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含む。)を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。なお、伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

## 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

- 公認会計士・監査審査会は、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認し、必要があると認める場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。



## 品質管理レビュー基本方針に基づく対応（1/2）

- 品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）を踏まえた2023年度から2025年度までの主な対応状況は以下のとおりです。

### 制度改正や基準改訂への対応

- 上場会社等監査人登録制度の適切な運用
- 改訂品質管理基準の運用状況の検証

- ・「適格性の確認」に係る不備の目線（上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン）を公表
- ・改訂品質管理基準の適用等を踏まえて当該ガイドラインを適時に改正
- ・みなし登録上場会社等監査人に対する指導の結果、法令上の経過措置期限までに、上場会社等の監査を行う意向のある全ての監査事務所の申請が行われ、2025年7月1日までに全ての審査を完了
- ・改訂品質管理基準を適用した監査事務所の品質管理システムの整備及び運用状況や上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための監査事務所の体制が実質的に運用されているかを確認

### リスク・アプローチの徹底

- ・上場会社等の監査を行う中小監査法人への指導・監督に重点を置いて人的リソースを配分
- ・過年度の改善勧告事項の状況や直近の監査の基準の改正等の動向を踏まえて、重点的实施項目（各年度の品質管理レビュー方針）を策定・周知し、当該重点的实施項目を確認

### 業務管理体制の理解・評価

- ・登録上場会社等監査人の業務管理体制（品質管理の専任部署の設置状況又は主として従事する公認会計士の選任状況、適切な業務分掌による責任の明確化、品質管理責任者が品質管理活動を行うための十分な時間の確保の状況等）の運用状況を確認
- ・経営管理の状況等を公表する体制や「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に沿って業務を実施するための体制及びその適用状況を公表するための体制の整備状況を確認

## 品質管理レビュー基本方針に基づく対応（2/2）

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中小監査事務所(登録上場会社等監査人)の監査品質の向上 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査調書の電子化に向けた指導を充実、調書改ざんへ厳格に対応（監査調書の整理、管理及び保存に関する宣誓書の入手、留意事項の発出等）</li><li>・ IT領域の取組を充実（IT専門家レビューアーが往査する事務所数を順次拡大し、監査事務所のIT基盤の整備状況について必要な指導を実施）</li><li>・ 指導機能を充実（自主的な改善に懸念がある監査事務所について、往査後に、改善施策が実行可能で効果的なものとなっているかを確認し、必要に応じて当該改善施策の見直しを指導する取組の実施等）</li></ul> |
| 品質管理レビューの実務                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2023年度及び2024年度において、情報セキュリティ対応や監査事務所から借用したPCの管理の徹底を図った上で、リモートレビューを各年度1事務所に対して実施</li><li>・ 品質管理レビュー報告書の有用性をより高めるため、記載項目や構成、記載内容を変更</li></ul>                                                                                                                    |
| 品質管理レビューの体制の強化              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上場会社等監査人登録制度の導入、改訂品質管理基準の適用を踏まえ、2023年度以降においてレビューチームの人員を拡充するとともに、監査事務所及びレビューチームの指導・育成に当たるシニア人材を登用</li></ul>                                                                                                                                                    |
| 公認会計士・監査審査会との連携             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事例分析や審査会主催の研修等を通じて、検査と品質管理レビューの課題認識を共有</li><li>・ 品質管理レビュー基本方針に基づく対応状況及び今後の課題に関する意見交換を実施</li></ul>                                                                                                                                                             |
| 品質管理レビューの状況等の情報開示の充実        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自主規制制度の一体的な理解に資するため、当協会の自主規制の取組全体の年次報告を一つの形式で公表</li><li>・ 品質管理レビュー制度に関する周知のための取組を実施（品質管理レビュー事例解説集の公表、公益社団法人日本監査役協会主催の講演会での講演）</li></ul>                                                                                                                       |

## 品質管理レビューの重点実施項目

- 2025年度の重点実施項目は以下のとおりです。

### 監査事務所における品質管理

1. 監査事務所のリスク評価プロセス
2. ガバナンス及びリーダーシップ
3. 職業倫理及び独立性
4. 監査契約の新規の締結
5. 人的資源（専門要員の教育・訓練）
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の監理及び保存

### 監査業務における品質管理

1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
2. 会計上の見積りの監査

### 上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制
2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表
3. 経営管理の状況等の公表
4. 組織的な運営
5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目

## 通常レビュー及び改善状況の確認の実施状況

- 通常レビュー及び改善状況の確認の実施状況は、右の表のとおりです。品質管理レビュー制度の運営に当たり、品質管理委員会を14回、品質管理審査部会を85回開催しました。
- 2025年度は、通常レビューを56事務所（うち登録上場会社等監査人52事務所）、改善状況の確認を6事務所（全て登録上場会社等監査人）に対し実施しました。

|                                  | 実施監査事務所数 |       | レビュー報告書交付<br>監査事務所数     | 繰越監査<br>事務所数 |
|----------------------------------|----------|-------|-------------------------|--------------|
| 通常レビュー                           | 56       | ( 56) | 47 (56) <sup>(注3)</sup> | 9            |
| 改善状況の確認                          | 6        | ( 15) | 4 (15)                  | 2            |
| 合計                               | 62       | ( 71) | 51 (71)                 | 11           |
| 通常レビュー対象監査事務所数 <sup>(注4・5)</sup> | 175      | (219) |                         |              |
| 通常レビュー実施割合                       | 32%      | (26%) |                         |              |
| レビュー実施割合                         | 35%      | (32%) |                         |              |

(注) 1.( )内には2024年度の数値を記載している。

2. 特別レビュー及び登録の審査のためのレビューを実施した監査事務所数については、表中に含めていない。

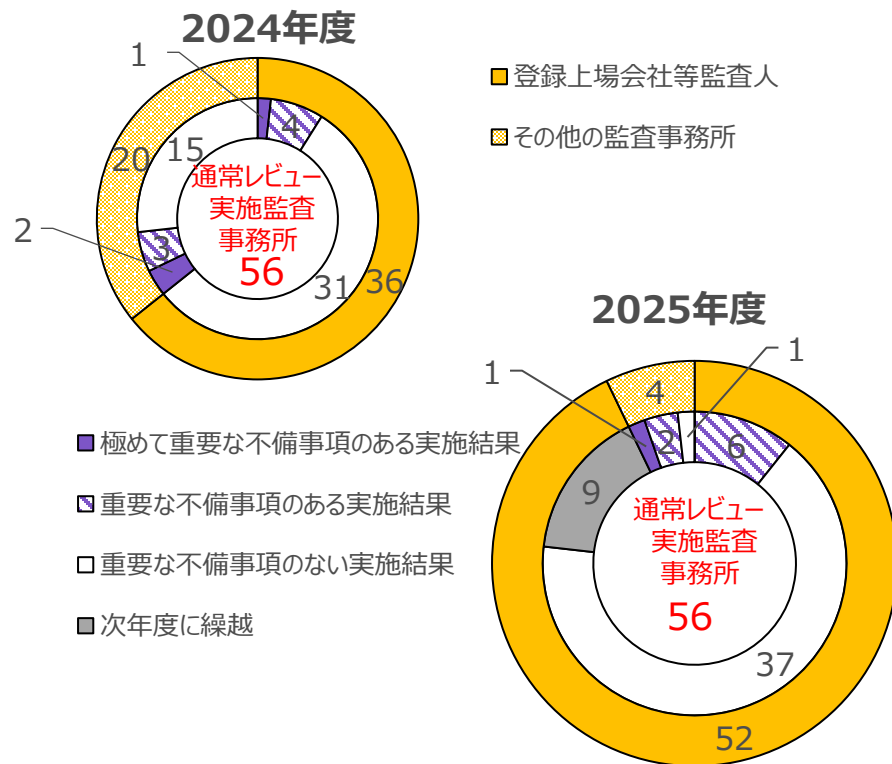
3. 2024年度に翌年度へ繰越となった3事務所については、2025年度に品質管理レビュー報告書を交付したため、2024年度のレビュー報告書交付監査事務所数に含めて記載している。

4. 通常レビュー対象監査事務所数について、2025年度から信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査業務以外に公認会計士法上の大会社等の監査業務がない監査事務所が通常レビュー対象から除外されたことに伴い、前年度と比べて減少している。

5. 2024年4月1日及び2025年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数である。

## 通常レビューの結果

- 2025年度の通常レビュー実施監査事務所(56事務所)の実施結果は右のとおりです。
- 登録上場会社等監査人（52事務所）のうち、「重要な不備事項のある実施結果」が表明された監査事務所は6事務所あり、「極めて重要な不備事項のある実施結果」が表明された監査事務所はありませんでした。
- なお、登録上場会社等監査人（52事務所）に対して、通常レビューに併せて、適格性の確認(上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうかの確認)を実施しました。



## 重点的实施項目とレビュー結果（1/3）

- 監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関する改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

| 重点的实施項目                        | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|
| 1. 監査事務所のリスク評価プロセス             | 47     | 9      | 9      |
| 2. ガバナンス及びリーダーシップ              | 4      | 9      | 5      |
| 3. 職業倫理及び独立性                   | 6      | 1      | 3      |
| 4. 監査契約の新規の締結                  | 24     | 3      | 2      |
| 5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)            | 34     | 6      | 2      |
| 6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス     | 13     | 5      | 12     |
| 7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存 | 50     | 10     | 14     |

(注) 1. 複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。  
2. 各改善勧告事項の中でも、重点的实施項目に該当するものに限定して集計している。

- 2025年度に指摘の多かった項目の概要は以下のとおりです。

### ▶ 「1. 監査事務所のリスク評価プロセス」

監査事務所が必要と考える追加の品質目標の設定の可否を検討した過程を残していない、品質管理基準報告書第1号で規定された品質目標の全部又は一部を設定していないといった内容が含まれています。

### ▶ 「6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス」

通常レビューにおいて選定した監査業務に対して完了した監査業務の検証を実施しているが当該レビューで検出された多数の発見事項について指摘していない、監査事務所の規程に定めた頻度に従い完了した監査業務の検証を実施していないといった内容が含まれています。

### ▶ 「7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」

監査報告書日後に行う監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を具体的に定めていない、最終的な期限を超えても監査ファイルの最終的な整理が完了していない、PCに保管された監査業務に関連する電子データが適時に削除されていることを確認するためのモニタリングの手続を定めていない、提携しているネットワーク・ファームの構成員が監査事務所の執務スペースに入室可能な状況において十分な情報漏えい対策が行われていないといった内容が含まれています。

## 重点的实施項目とレビュー結果（2/3）

- 個別業務における監査の実施状況に関する改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

| 重点的实施項目                      | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|
| 1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応 |        |        |        |
| ・ 収益認識                       | 51     | 32     | 38     |
| ・ 経営者による内部統制を無効化するリスク        | 41     | 22     | 25     |
| 2. 会計上の見積りの監査                | 50     | 30     | 32     |

(注) 1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。  
2.各改善勧告事項の中でも、重点的实施項目に該当するものに限定して集計している。

- 2025年度の改善勧告事項の概要は以下のとおりです。

### ▶ 「1.不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」

「収益認識」では、不正リスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足、採用した抽出条件が評価した不正リスクに適合しているかの検討不足、不正の態様の検討不足、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手していないといった内容が多くあります。「経営者による内部統制を無効化するリスク」では、起こり得る不正の態様の検討不足、抽出された仕訳入力に対する詳細テストの未実施、不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討不足といった内容が見受けられます。

### ▶ 「2. 会計上の見積りの監査」

固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価・繰延税金資産の回収可能性・債権の評価・株式の評価・収益認識（履行義務の充足に係る進捗率の見積り）等からも改善勧告事項が生じています。具体的には、経営者が見積手法、仮定又はデータをどのように識別したかの理解が不十分、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足、会社が採用する見積手法が適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかを検討していない、といった内容が見受けられます。

## 重点的实施項目とレビュー結果（3/3）

- 上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制に関する、改善勧告事項の概要は以下のとおりです。

| 重点的实施項目                                                                                                                                                                                              | 改善勧告事項の主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制</li><li>2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表</li><li>3. 経営管理の状況等の公表</li><li>4. 組織的な運営</li><li>5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目</li></ol> | <ul style="list-style-type: none"><li>・「品質管理の全般的体制」（公認会計士資格の誤記載を防止するための具体的な方針及び手続を定めていない等）</li><li>・「監査事務所のリスク評価プロセス」（品質管理基準報告書第1号で規定された品質目標を設定していない）</li><li>・「職業倫理及び独立性」（非保証業務の提供に関して倫理規則において必要とされる監査役等とのコミュニケーションに関する方針及び手続を具体的に定めていない）</li><li>・「専門的な見解の問合せ」（一部の限定された分野以外の分野において、専門的な見解の問合せが必要となる具体的な事案を定めていない）等</li></ul> |

## 特別レビューの結果

- 2025年度の特別レビューの実施状況及び結果は次の表のとおりです。  
2025年度においては、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の会計監査人である監査事務所のリスク分析及び前年度の品質管理レビューを踏まえ、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認することが必要と認められた、3事務所に対して特別レビューを実施しています。

| 実施結果              | 2024年度 | 2025年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 極めて重要な不備事項のある実施結果 | 1(注1)  | 0      |
| 重要な不備事項のある実施結果    | 1(注1)  | 1(注2)  |
| 重要な不備事項のない実施結果    | 0      | 1      |
| 合計                | 2      | 2(注3)  |

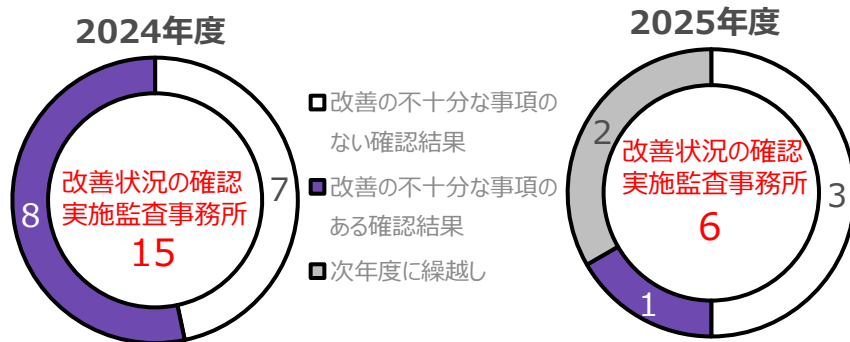
- (注) 1. 2024年度に特別レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された2事務所の実施結果を、それぞれ1事務所ずつ含めている。なお、当該2事務所は、審査が適切に機能しておらず、監査責任者による指揮と監督が有効に機能していないなど品質管理システムに係る問題が広く蔓延しており、その程度が極めて重要であるなどの不備が指摘されている。
2. 監査事務所のリスク評価プロセスに関して、監査事務所における品質管理システムの整備状況の不備の程度が重要であるなどの指摘がされている。
3. 2025年度の特別レビュー実施監査事務所のうち、実施結果の審議・決定が翌年度に繰り越された監査事務所が1事務所ある。

## 登録の審査のためのレビューの結果

- 2025年度において、上場会社等監査人登録審査会の要請に基づき、登録の審査のためのレビューを**4事務所**実施し、いずれも重要な不備事項のない実施結果が表明されました。なお、レビュー実施前に監査事務所とコミュニケーションを行ったことにより、登録申請を取り下げた監査事務所が**3事務所**ありました。

## 改善措置の状況の確認

- 2025年度の改善状況の確認実施監査事務所(6事務所)の確認結果は以下のとおりです。なお、「改善の不十分な事項のある確認結果」が表明された登録上場会社等監査人は1事務所でした。



- 2025年度において、監査事務所(通常レビュー又は改善状況の確認を実施した監査事務所を除く50事務所)から提出された改善状況報告書を閲覧した結果、42事務所については改善不十分の懸念が認められませんでした。(8事務所については改善不十分の懸念が認められ、監査事務所の状況に応じて品質管理レビューの実施の可否を検討しました。)

## 品質管理レビューの実施結果に基づく措置等

- 2025年度は、通常レビュー、特別レビュー又は登録の審査のためのレビューの実施結果に基づく措置を15事務所、改善状況の確認結果に基づく措置を1事務所に対し決定しました。監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じたとして、監査・規律審査会の審査会長に報告した監査事務所数はありませんでした。

## 上場会社等監査人登録制度とは

- 上場会社等監査人登録制度は、以下を通じて会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度です。
  - ▶ 上場会社等の監査を行う監査事務所の「上場会社等監査人名簿」への登録及び必要に応じた登録の取消しなどの対応
  - ▶ 登録を受けた監査事務所に対する高い規律付けを求め、それが果たされているかどうかを当協会が確認する「適格性の確認」の実施
- 上場会社等は、法令上、登録を受けた監査事務所から財務諸表監査を受けることが求められます。

## 上場会社等監査人登録制度の沿革

- 当協会は、2007年度より自主規制の一環として「上場会社監査事務所登録制度」を導入し、上場会社の監査を行おうとする監査事務所は、当協会が備える「上場会社監査事務所名簿」への登録を受けなければならないことと定め、監査事務所の品質管理体制の確保を図ってきました。
- 2022年の公認会計士法令等の改正により、当該制度が法律上の登録制(上場会社等監査人登録制度)へと改められた後も、これまで培ってきた知見やノウハウを生かす目的から、当協会が引き続き運営を担っています。

## 上場会社等監査人名簿への登録

- 登録申請者から申請を受け、当協会は「登録の審査のためのレビュー」を通じて、リスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況を確認し、「登録の実施」又は「登録の拒否」を判断します。
- 登録が承認された監査事務所は、上場会社等監査人名簿に登録され、登録上場会社等監査人となります。
- 金融庁から行政処分を受けた場合や、当協会の品質管理レビューを受けた結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、「辞退勧告」が講じられた場合には、登録の取消しの審査の対象となります。

## 適格性の確認

- 「上場会社等監査人名簿への登録の審査」及び「上場会社等監査人名簿からの登録の取消しの審査」に当たっては、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を適切に整備できているかを確認する「適格性の確認」を行います。
- なお、当協会は「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の公表により、上場会社等の監査を行う監査事務所に求められるより高い規律付けの目線を共有しています。

## 上場会社等監査人名簿への登録申請等の状況

- 2025年度における上場会社等監査人名簿への登録申請の状況

| 件数 | 審査中 | 登録の実施 | 登録の拒否 | 申請の取下げ |
|----|-----|-------|-------|--------|
| 8  | 0   | 4     | 0     | 4      |

- 2025年度における登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況

| 件数  | 審査中 | 変更登録の実施 |
|-----|-----|---------|
| 180 | 12  | 168     |

- 2025年度において、上場会社等監査人名簿からの登録抹消を受けた監査事務所は0件です。

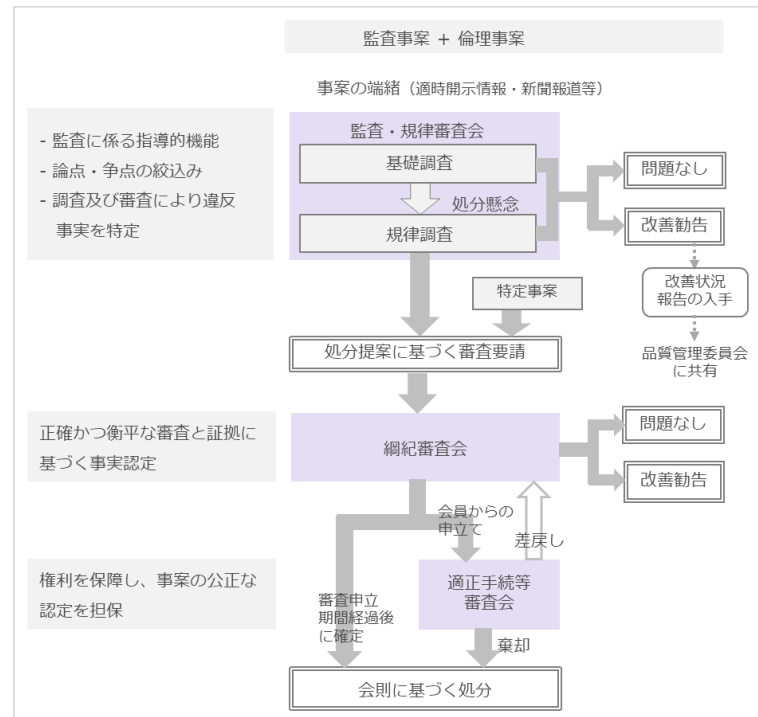
# 個別事案審査制度の概要

レポート第2部Ⅲ  
P.71参照

## 個別事案審査制度とは

- 個別事案審査制度とは、監査・規律審査制度及び綱紀審査制度を総称したものです。審査の流れは右図のとおりとなっています。
  - ▶ 【監査・規律審査制度】公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審査を実施
  - ▶ 【綱紀審査制度】会長から審査要請を受けた処分懸念事案に係る懲戒処分についての審査を実施
- 当協会の懲戒処分は、自主規制団体としての規律維持と会員に対する職業的専門家としての使命の自覚促進を目的として実施されます。

## ● 個別事案審査制度における審査の流れ



## 監査・規律審査

- 監査・規律審査制度では、以下の調査及び審査を行い、必要と認められるときには、会長による会員（準会員を含み、以下「関係会員」という。）に対する勧告又は指示、及び綱紀審査会への審査要請を行います。
  - ▶ 【監査事案】 個別の監査事案における関係会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性
  - ▶ 【倫理事案】 調査が必要と認められる倫理に関わる事案及び当協会の会則により付託される事案
  - ▶ 【共通】 関係会員の法令等違反事実の有無に関わる事案

## 綱紀審査、適正手続等審査

- 綱紀審査制度では、監査・規律審査会等の処分提案<sup>(注)</sup>に基づき会長から審査要請があった事案について審査し、決定した処分内容等を関係会員に申し渡します。
- 懲戒の処分内容を申し渡された関係会員は、綱紀審査会の審査結果に影響を及ぼす手続違反等がある場合に、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。
- 当協会による懲戒処分は、関係会員の権利・地位等に重大な影響を及ぼすことから、関係会員に十分な説明の機会を供与し、慎重な審査を行っています。

(注) 監査・規律審査会が処分提案する事案のほか、特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る処分提案がある。

## 監査・規律審査

- 監査・規律審査会の事案数の推移

|                   |    |                  |    |
|-------------------|----|------------------|----|
| 2024年度からの<br>繰越事案 | 21 | 2025年度<br>審査終了事案 | 20 |
| 2025年度新規事案        | 24 | 2026年度への<br>繰越事案 | 25 |

- うち審査終了事案の内訳（改善勧告・指示 及び 綱紀審査要請）

|                        | 監査事案 | 倫理事案 |
|------------------------|------|------|
| 審査終了事案 <sup>(注1)</sup> | 10   | 10   |
| 改善勧告・指示                | 7    | 0    |
| 綱紀審査要請 <sup>(注2)</sup> | 1    | 8    |

## 綱紀審査、適正手続等審査

- 綱紀審査会の事案数の推移<sup>(注3)</sup>

|                                    |    |                  |    |
|------------------------------------|----|------------------|----|
| 2024年度からの<br>繰越事案                  | 7  | 2025年度<br>審査終了事案 | 15 |
| 2025年度綱紀審査<br>要請事案 <sup>(注2)</sup> | 11 | 2026年度への<br>繰越事案 | 4  |

- 適正手続等審査審査会の事案数の推移

|                    |   |                  |   |
|--------------------|---|------------------|---|
| 2024年度からの<br>繰越事案  | 1 | 2025年度<br>審査終了事案 | 2 |
| 2025年度審査<br>申し立て事案 | 4 | 2026年度への<br>繰越事案 | 3 |

- 2025年度に懲戒処分が実施された事案は**13件**となりました。

(注) 1.審査結果の分類は、問題なし、問題なし（意見付記）、改善勧告・指示 及び 綱紀審査要請の四つであり、上表ではそのうち、改善勧告・指示 及び 綱紀審査要請のみを抜粋して記載している。  
2.綱紀審査会には特定事案（会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反）を所管する各部門からの処分提案が含まれるため、件数に差異が生じている。  
3.事案分離により一部先行して結論が出た事案等があるため、2024年度からの繰越事案と2025年度綱紀審査要請事案の合計事案数と、2025年度審査終了事案と2026年度への繰越事案の合計事案数は一致しない。

## 自主規制のモニタリングの概要

- 当協会は、自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、「自主規制モニター会議」を設置しています。
- 「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」及び「個別事案審査制度」の運営状況のほか、公認会計士制度をめぐる規制や自主規制に関する当協会の重要な取組についても適時に取り上げています。
- 年3回の開催を基本とし、モニタリングの状況(議事要旨及び会議資料)は当協会のウェブサイトに公表しています。

## 自主規制モニター会議の職務・組織

- 自主規制全体の運営やそのあり方、改善事項等をモニタリングし、資本市場や社会的影響といった大局的な視野から意見を述べ、又は助言を行うことを職務としています。
- 当協会の外部理事1人、会員外の学識経験を有する者6人以内及び会員1人の計8人以内の委員で構成しており、自主規制に対する多面的な視点や独立性・透明性を重視した体制で運営しています。

## 自主規制モニター会議の開催状況

- 2025年度の開催実績は以下のとおりです。
  - ▶ 開催回数：3回
  - ▶ テーマ：品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況ほか自主規制に係る論題（昨今の新規上場会社等における会計不祥事を踏まえた対応等）

## 自主規制の各制度に係るモニタリングの重点

- 品質管理レビュー制度関係
  - ▶ 昨今の公認会計士・監査審査会の行政処分勧告事例等を踏まえて認識した課題への対応状況
  - ▶ 次期「品質管理レビュー基本方針」（2026年度～2028年度）の策定に向けた取組状況
- 上場会社等監査人登録制度関係
  - ▶ 登録上場会社等監査人に対する深度あるモニタリング、指導・監督の状況
- 個別事案審査制度関係
  - ▶ 過年度に実施された取組（懲戒処分に係る情報開示の充実に関する制度整備、事案処理の迅速化・効率化に向けた検討）の運営状況

●●信頼の力を未来へ  
jicpa

